

別表十二(九)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「保険会社等の異常危険準備金の損金算入」及び「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度

法人名

別表十二(九)

令七・四・一以後終了事業年度分

保険等の種類又は特定保険区分	1						合 計
異常危険準備金の繰越額	2	円	円	円	円	円	円
当期首異常危険準備金の金額	2						
当期異常災害損失等の補填額	3						
同上以外の場合による益金算入額	4						
計 (3) + (4)	5						
10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	6						
当期積立額	7						
正味収入保険料等	8						
積立率	9	()	()	()	()	()	
積立限度額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	円	円
差引積立限度超過額 (7) - (10) (マイナスの場合は0)	11						
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (11)	12						

「7」及び「11」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00198」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額から「11」欄の金額を控除した金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

期分	20						
期分	21						

「7」及び「11」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00199」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額から「11」欄の金額を控除した金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29						
差引 (29) - (28)	30						
貸借対照表の取崩不足額 (5) + (26) - ((7) - ((29) - 前期の(29)))	31						
当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32						
前期末における差額 (前期の(30))	33						
特定保険に係る異常危険準備金の当期積立限度額							
特定保険の種類		当期積立額	正味収入保険料等	積立率	積立限度額 (35) × (36)	差引積立限度超過額 (34) - (37) (マイナスの場合は0)	
		34	35	36	37	38	
火災保険及び風水害保険		円	円	()	円	円	円
動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険				()			
賠償責任保険				0.02			
合 計							